

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月26日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
(旧会社名 東海東京証券株式会社)

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.  
(旧英訳名 Tokai Tokyo Securities Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 建昭

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 当社は、平成20年12月12日開催の臨時株主総会の決議により、平成21年4月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更しております。

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 石田建昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を行いました。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要と認められる範囲を選定いたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社を除く事業拠点について評価の対象といたしました。評価の手続としては、関係者への質問、記録の検証等を実施し、内部統制の整備及び運用状況を評価いたしました。

また、決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮いたしました。

前連結会計年度の営業収益の概ね2/3を占める事業拠点を「重要な事業拠点」とし、その事業目的に大きく関わる勘定科目として受入手数料、トレーディング損益及びトレーディング商品に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、人件費の主要勘定科目である「従業員給料」に至る業務プロセスも評価対象に加えました。さらに、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい特定の取引または事象については、個別に評価対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。